

沖労委平成26年（不）第1号事件 事件の概要

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X ₁ 組合 組合員数：45人 X ₂ 分会 組合員数：16人 X ₃ （X ₂ 分会の組合員）			有限会社Y 業 種：生活関連サービス業、娯楽業 従業員数：80人		
申立年月日	平成26年10月15日		終結年月日	平成28年9月1日		
所要日数	688日		終結区分	棄却		
審査状況	調査回数	8回	審問回数	1回	和解協議回数	-
審査委員	照屋 兼一	参与委員	(労)松原 淳	(使)山城 勝		
請求する 救済の内容	1 X ₃ の原職復帰 2 解雇の日の翌日から原職復帰までの間に、X ₃ が受けるはずであった賃金相当額の支払い 3 損害金の支払い 4 団体交渉応諾 5 謝罪文の掲示					
	労働組合法第7条 該当号		第1号、第2号			
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>X₂分会は、Y会社の従業員で構成され、X₁組合に所属する労働組合である。</p> <p>Y会社がX₃に対して行った解雇は、組合員であることを理由とした不利益取扱いであり、労組法第7条第1号の不当労働行為に該当する。</p> <p>また、X₂分会は、週40時間労働遵守の要求を含む事項を議題とし、就業時間内及び会社施設内を指定して団体交渉の申入れたのに対し、Y会社は、就業時間内及び会社施設内で団体交渉を行うことについて、法的義務はない等の理由をあげて団体交渉開催を拒絶した行為は労組法第7条第2号の不当労働行為に該当する。</p> <p>【被申立人】</p> <p>本件申立てをいずれも棄却するとの決定を求める。</p> <p>Y会社とX₃との労働契約は期間満了により終了したのであり、これを不当な解雇と解すべき事情はない。</p> <p>また、Y会社がX₂分会の団体交渉の申入れを拒絶したことはなく、団体交渉の申入れに対して日時と場所の変更の提案を行ったものであり、それが合理的な範囲内にとどまるものであるから、申立人らの主張には何ら理由がない。</p>						
経 過						
<p>平成26年10月15日の申立て後、委員調査8回、審問1回実施し、平成28年7月28日第361回公益委員会議（最終合議）において命令を決定の上、同年8月27日に被申立人に対し、また、同年9月1日に申立人に対し命令を交付し、本件は終結した。</p> <p>【主文】</p> <p>申立人らの請求をいずれも棄却する。</p>						